第十六条の二第一項	次に掲げる会社（	第一号、第二号の二から第四号まで、第六号又は第十一号から第十三号までに掲げる会社（国内の会社に限る。
第十六条の二第一項第一号	銀行	次項第八号イに規定する信託兼営銀行
第十六条の二第一項第十一号	から第二号の二まで及び第七号に	及び第二号の二
	次に	ハ、ホ又はトに
第十六条の二第一項第十一号ハ	もの（イに掲げるものを除く。）	もの
第十六条の二第一項第十一号ホ	イ、ロ及びハ	ハ
第十六条の二第一項第十一号ト	イ、ハ及びニ	ハ
第十六条の二第二項第一号	銀行又は前項第二号から第十号まで	特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下「再編強化法」という。）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）又は前項第一号、第二号の二から第四号まで若しくは第六号
第十六条の二第二項第二号	、保険業又は	又は
第十六条の二第二項第六号イ	、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社	又は証券仲介専門会社
第十六条の二第二項第六号ロ	前項第十三号又は第十四号	前項第十三号
第十六条の二第二項第八号ロ	信託専門会社又は信託業を営む外国の会社	信託専門会社
第十六条の二第二項第八号ハ	前項第十三号又は第十四号	前項第十三号
第十六条の二第七項	から第十一号まで、第十三号又は第十四号	、第二号の二から第四号まで、第六号、第十一号又は第十三号
	まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第五条第一項（認可）	まで
第十六条の二第九項	第一項各号	第一項各号（第二号、第五号、第五号の二、第七号から第十号まで及び第十四号を除く。）
第十六条の二第十一項	イ、ハ、ニ	ハ

第十六条の三第一項	百分の五	百分の十
第十六条の三第四項ただし書	認可（第四号において同じ。）	認可
第十六条の三第四項第四号	が第四条第一項の免許を受けて当該銀行になつた	について、農林中央金庫が再編強化法附則第二十六条第一項の認可を受けた
	その免許	その認可
第十九条第一項	記載した当該事業年度の中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に係る中間業務報告書及び	記載した
第十九条第二項	記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書及び	記載した
第二十条第一項	当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度	当該事業年度
第二十条第二項	中間貸借対照表等及び貸借対照表等	貸借対照表等
	記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに	記載した
第二十条第三項	中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等	貸借対照表等
第二十条第四項	中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度	事業年度
第二十条第五項	中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結対照表等	貸借対照表等
第二十条第六項	中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等の内容である情報を、その事業年度	事業年度
第二十一条第一項及び第二項	記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び	記載した
第二十一条第三項から第五項まで	中間事業年度に係る説明書類及び事業年度	事業年度
第二十六条第二項	内閣府令・財務省令	主務省令
第二十七条及び第二十八条	第四条第一項の免許	農林中央金庫に対し、再編強化法附則第二十六条第一項の認可